

「ふく育」応援団協賛規約

「ふく育」応援事業(以下、「本事業」という。)では、こどもや子育てを応援する意欲をお持ちの地域の事業所や店舗等の御協力により、子育て応援の多様なサービスを提供することで、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を醸成していきます。

本事業への協賛を希望される事業所や店舗等のみなさまには、こうした本事業の趣旨を御理解いただくとともに、この規約に記載する内容を御確認いただき、同意のうえ、協賛の申込をしていただきますようお願いいたします。

(目的)

第1条 この「ふく育」応援団協賛規約(以下、「規約」という。)は、本事業への協賛を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に定める用語の定義は、(1)～(11)に定めるとおりとします。

- (1) 子育て世帯 (2)または(3)のいずれかに該当する世帯をいいます。
- (2) ふく育パスポート対象世帯 福井県内に在住する次のいずれかに該当する世帯をいいます。(ただし、(3)で定めるふく育パスポート・プレミアム対象世帯を除きます。)
 - ア 18歳に達した後最初の3月31日を迎えるまでのお子さんがいる世帯
 - イ 妊娠中の方がいる世帯
- (3) ふく育パスポート・プレミアム対象世帯 福井県内に在住する次のいずれかに該当する世帯をいいます。
 - ア 住民票の同一世帯にお子さんが3人以上いる世帯であって、かつ、18歳に達した後最初の3月31日を迎えるまでの末子がいる世帯
 - イ 妊娠中の胎児を含めて、住民票の同一世帯にお子さんが3人以上となる世帯
 - ウ 18歳に達した後最初の3月31日を迎えるまでの多胎児がいる世帯
 - エ 多胎児を妊娠中の方がいる世帯
 - オ ひとり親家庭等(ひとり親家庭等とは以下に定めるとおりとします。)
 - 次の(ア)～(ウ)の条件にあてはまる児童を監護している父、母または養育者をいいます。児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるこどものことです。
 - (ア) 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
 - (イ) 父または母が死亡した児童
 - (ウ) 父または母が重度の障がいにある児童 等
- (4) 「ふく育」応援団 福井県内に事業所、店舗等を有している事業者で、この事業の趣旨に賛同し、第3条に掲げる子育て世帯を応援するための取組みの実施を宣言し登録した企業・店舗・施設等(以下、「応援団店舗等」という。)をいいます。
- (5) 応援団ロゴ 「ふく育」応援団を広く周知するため、印刷物やホームページ等で使用

するロゴをいいます。

- (6) 応援団 POP 応援団店舗等の証として、店頭掲示用に交付する POP をいいます。
- (7) ふく育パスポート事業 子育て世帯に、ふく育パスポートまたはふく育パスポート・プレミアム(以下、「ふく育パスポート等」という。)を交付し、応援団店舗等で提示することで割引や特典などの優待サービスを利用できる仕組みをいいます。
- (8) ふく育パスポート (2)に該当する世帯からの申請に基づき交付するパスポート(電子画面等)をいいます。
- (9) ふく育パスポート・プレミアム (3)に該当する世帯からの申請に基づき交付するパスポート(電子画面等)をいいます。
- (10) ふく育ポータルサイト本事業を広く周知し、「ふく育」応援団への登録やふく育パスポート等の交付について案内するとともに、子育て世帯が必要とする様々な情報について発信するためのポータルサイトをいいます。
- (11) ふく育事務局福井県(以下、「県」という。)が、本事業が円滑に進むように設置した専用の事務局(以下、「事務局」という。)をいいます。

(応援団店舗等の登録要件)

第3条 応援団店舗等は、次に掲げる取組みを一つ以上設定して実施するものとし、その内容は個々に可能な範囲内で設定します。

(1)優待サービス

利用料や商品の割引、ポイントの付与、景品の提供、イベントの優先招待などの子育て世帯に対する優待サービス

(2)外出応援サポート

ミルクのお湯提供、おむつ替えスペース、遊び場スペース、手荷物預かりなどの子育て世帯の外出を支援する設備整備やサービス提供

- 2 前項の優待サービスに取り組む応援団店舗等は、パスポートの種類ごとにサービス内容を設定し、設定に当たっては、できるだけ、ふく育パスポートのサービス内容よりもふく育パスポート・プレミアムのサービス内容の方が手厚いサービス内容になるよう努めることとします。
- 3 第1項の外出応援サポートに取り組む応援団店舗等は、内閣府が実施する子育て支援パスポート事業の全国共通展開に参画している都道府県が発行するパスポートの提示を受けた場合は、同サービスを提供することとします。
- 4 第1項で設定した取組みの実施に要する経費は、応援団店舗等が負担するものとします。
- 5 次のいずれかに該当するものは、応援団店舗等として登録を受けることができません。
 - (1) 福井県内に事業所、店舗等を有していないもの
 - (2) 専ら大人を対象とした娯楽施設等であるもの
 - (3) 宗教活動や政治活動を目的とするもの
 - (4) 暴力団に関連するもの
 - (5) 公序良俗に反するもの
 - (6) その他、本事業の趣旨に照らし適当でないと認めるもの

(応援団店舗等の登録)

第4条 応援団店舗等として登録を希望する事業者は、ふく育ポータルサイトにより事務局に申し込むものとします。

2 事務局は、前項の申し込みを受けたときは、申込内容を確認し、適当と認められる場合は応援団店舗等として登録し、応援団 POP を交付するとともに、ふく育ポータルサイトに応援団店舗等の情報を掲載するものとします。

3 応援団店舗等は、利用者等の目にとまりやすい場所に応援団 POP を掲示するもとともに、登録内容について任意の方法により掲示するものとします。

(応援団店舗等の登録内容の変更、登録辞退)

第5条 応援団店舗等は、登録内容の変更または登録辞退をする場合は、ふく育ポータルサイトの専用フォームにより、あらかじめ事務局に届け出るものとします。

2 事務局は、前項の届け出を受けたときは、内容を確認し、ふく育ポータルサイトの応援団店舗等の情報を変更または削除するものとします。

3 応援団店舗等は、登録内容の変更について利用者等の目にとまりやすい場所に掲示するとともに、登録辞退した日以降、応援団 POP の掲示をしてはいけません。

(応援団店舗等の登録の取消し)

第6条 県および事務局は、応援団店舗等が第3条第1項および第2項に定める要件に適合しないことを確認したときは、登録を取り消すことができるものとします。

(応援団店舗等の責務)

第7条 応援団店舗等は、次の各号に定める事項を遵守し、第3条第1項に定める取組み内容について一切の責任を負うものとします。

(1) 本規約の内容を遵守すること。

(2) 応援団 POP 等の複製や他人に譲渡・貸与するなどの行為をしてはならないこと。

(3) その他、協賛を行うことに関し、県、事務局、利用者等に損害等を及ぼす行為等、不適当な行為をしてはならないこと。

(応援団ロゴの使用)

第8条 企業、団体、個人等は、次の各号に掲げる場合は、応援団ロゴを使用することができるものとします。ただし、使用に際しデザインを改変してはいけません。

(1) 企業、団体、個人等が、「ふく育」応援団、ふく育パスポート事業およびふく育ポータルサイトの内容や手続き等について周知するために使用するとき

(2) 応援団店舗等が、応援団店舗等であることを明示、広報するために使用するとき

2 応援団ロゴの使用について、県および事務局への申請等は不要とします。また、応援団ロゴの使用料は無料とします。

3 県および事務局は、応援団ロゴの使用が次のいずれかに該当する場合は、その使用中

止させることができるものとします。なお、使用中止により生じたいかなる損害についても、県および事務局は補償しません。

- (1)事業のイメージを損なうおそれのあるもの
- (2)法令または公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3)特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの
- (4)応援団ロゴを商品化することを目的とするもの
- (5)その他、県および事務局が不適切と認めるもの

(個人情報の保護)

第9条 県および事務局は、応援団店舗情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、「福井県個人情報保護条例(平成14年条例第6号)」に基づき、適正に取り扱うこととします。

(事業の停止)

第10条 県および事務局は、応援団店舗等に事前に通知することなく、本事業を停止する場合があります。応援団店舗等はあらかじめその旨を承諾したものとします。

(免責事項)

第11条 県および事務局は、応援団店舗等と利用者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して応援団店舗等に何らかの損害、損失または費用等が生じた場合にも、県および事務局はこれを賠償または補償する責任を一切負わないものとします。

(規約の追加・変更)

第12条 県および事務局は、応援団店舗等からの同意を得ることなく、本規約を追加・変更する場合があります。応援団店舗等はあらかじめその旨を承諾したものとします。

附則

この規約は、令和3年7月15日から施行する。

この規約は、令和7年7月1日から施行する。